

(A) 第一條、團體(合資社)回答(要約)

第一條、團體(合資社)回答(要約) 問題トシテ之ヲ研究究  
スルキモノニシテ、權利ヲ本社カ之ヲ認ムルカ如キ到、然  
不能、之ニ屬ス、交渉權ヲ認メシテ此要求、對シ  
回答スルハ甚矛盾セルノ感アルモ要求、内容ハ本社從  
業員全數ニ利害關係ヲ有スルモノト信スルヲ以テ、慎  
重審議ヲ盡シ便宜上其代表者、對シ回答書ヲ交  
附、俾セテ電業組合員外、一般從業員、對シ公  
表スル所ナリ

今日、要求ハ之ヲ精神的及物質的、二ニ分チテ考  
究スルキモノニシテ先ツ精神の方面ニ於テハ殆ント其要  
求ヲ密シ物質的方面ニ於テハ廣ク他社ノ關係及實  
例ニ徴スルモ別段懸念アルヲ見スト雖モ恰カモ勞働

10. 5. 6.  
大陽電燈株式會社  
出願 要約書

page  
1